

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

当町は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

酒々井町長

公表日

平成29年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療の保険料の期割・徴収事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や証の交付等の窓口事務を実施している。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル 2. 保険料情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 特別徴収ファイル 5. 滞納情報ファイル 6. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 情報提供 83 情報照会 82
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	酒々井町健康福祉課国保年金班
②所属長	健康福祉課長 河島幸弘
6. 他の評価実施機関	
後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉課国保年金班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課国保年金班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]